

# 小学校の現場から

---

～ZOOMによる緊急学習会「学校図書館と著作権」～

高森町立高森北小学校・高森町子ども読書支援センター 宮澤優子

2020.09.27

# 学校図書館とは？

～利用者の視点から～

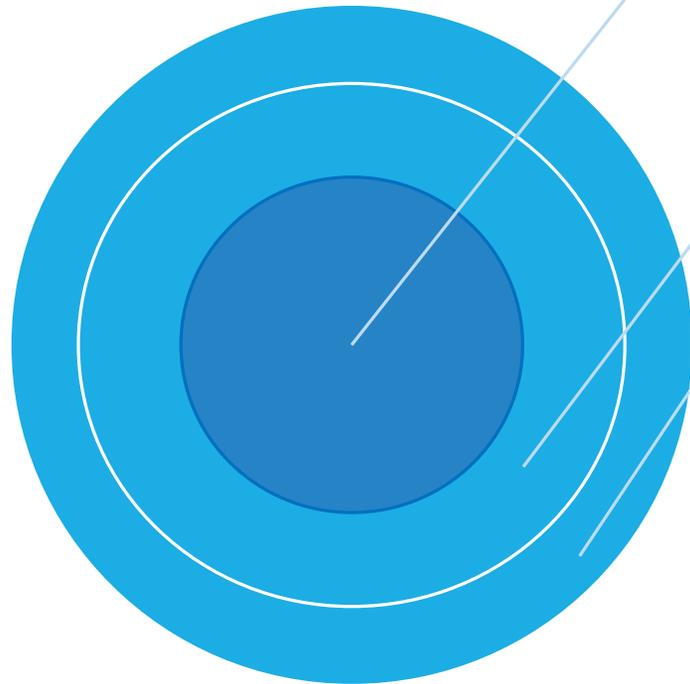
---

利用者＝「児童又は生徒及び教員」(学校図書館法第二条)  
にとって、

一番身近で、一番アクセスしやすい図書館

# 著作権法第31条と35条がカバーする範囲の違い

(たとえば31条1項の複製)



A 「授業の過程における利用に供することを目的とする場合」

B A以外の「教育活動」

C AやBより広い学び

# 現場での著作権教育、研修、情報提供

---

## 子どもたちへ

◎国語の教科書（光村図書出版）の場合

- |         |       |
|---------|-------|
| 3年生・5年生 | 「引用」  |
| 4年生     | 「出典」  |
| 6年生     | 「著作権」 |

## 教職員へ

◎著作権法第35条に関する研修

- ・毎年度実施
- ・最新情報を伝える
- ・今後の動向に関しても伝達

◎著作権に関する相談の受付

- ・配布物にかんするもの
- ・許諾関係

◎著作権法第37条による複製に関する情報提供

- ・DAISY教科書やDAISY図書